

## 「長森ポンプ場等で使用する電気」の調達に関する一般競争入札公告

「長森ポンプ場等で使用する電気」の調達について、一般競争入札を執行するので次のとおり公告する。

平成29年12月7日

公益財団法人 岐阜県浄水事業公社 理事長 若宮 克行

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 調達物品及び数量

長森ポンプ場等で使用する電気 予定数量 1, 254, 111 kWh

#### (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

#### (3) 供給期間

平成30年4月1日0時から平成31年3月31日24時まで

#### (4) 供給場所

岐阜市芋島4丁目6番地外4箇所

### 2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登載されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)を受けていること。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 本公告に示した物品及び数量を確実に納入し得ること。

(8) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当窓口

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町1521

公益財団法人 岐阜県浄水事業公社(各務原浄化センター内)経営課又は施設課

電話 058(386)8330

#### (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間 平成29年12月7日(木)から平成29年12月15日(金)までの毎日(土・日及び祝日を除く。)

午前9時00分から午後5時00分まで

イ 交付場所 3の(1)において交付し、又は岐阜県浄水事業公社ホームページ(<http://www.gifu-jyousuikousha.or.jp/>)の「入札情報」に掲載する。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を上記3の(1)まで持参し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

イ 提出期限 平成29年12月20日(水) 午後5時00分

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ウ 入札参加資格の確認結果は、平成29年12月25日(月)に通知します。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までに次の場合のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失います。

ア 入札者について、破産、民事再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立てがされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難になると見込まれるとき。

ウ その他本件物品の供給に着手し、又は本件物品供給を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成30年1月18日(木) 午前10時00分

イ 場所 岐阜県各務原市前渡西町1521

公益財団法人 岐阜県浄水事業公社(各務原浄化センター内)3階大会議室

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後、直ちに3の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

なお、入札は、公社が示す予定使用電力量と入札者が見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書及び入札金額算定書に記載された金額(以下「入札書等記載金額」という。)の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下、「規則」という。)第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第111条の規定により定めた予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

#### 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。  
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。  
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。